



知財のひきだし！



こどもたちは成長し、社会へ飛び立とうとしています。社会には知的財産権という、誰もが尊重すべき権利があります。

高校・高専の学習指導要領には知的財産権について指導するように規定されていますが、知的財産権の正しい理解には、指導者であっても時間がかかってしまいます。

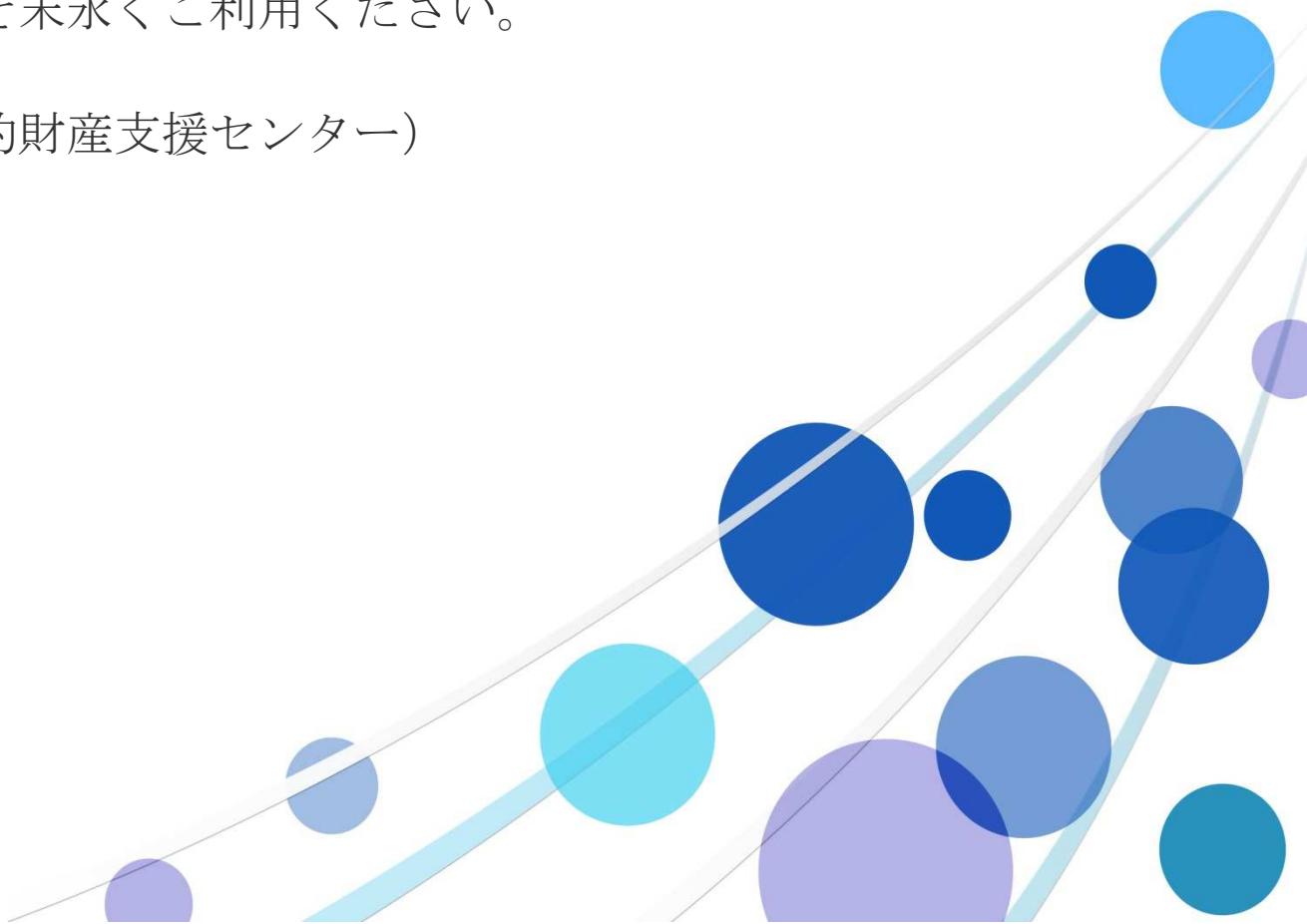
この度、知的財産に関する専門家である弁理士が、高校・高専の授業のイントロダクション（導入）として使える知的財産権エピソード（知財ネタ）を、様々な教科に対応した知的財産権エピソードを作りました。

いろいろなニュースから、大人でも思わずひきこまれるおもしろい知財ネタを厳選し、専門家としてのコメントをつけ、区切りよく1ページずつにまとめました。それを、学習素材として公開いたします。

今後も最新の知財ネタから隨時、補充する予定です。

どうぞ末永くご利用ください。

(知的財産支援センター)



ブラウン運動って役に立つの？

理科（物理、化学）

法域：特許法

Keywords ブラウン運動、ロバート・ブラウン、アルベルト・AINSHUTAIN、ジャン・ペラン、粒径測定、モーター動力、経済的指標、粘度測定

ブラウン運動とは、溶媒中に浮遊する微粒子が不規則（ランダム）に運動する現象です。

これは、イギリスの植物学者のロバート・ブラウンが、1827年に、水の中で花粉のふくろがやぶれて出てきた小さな粒が生き物のように動きまわることに気づきました。

しかし、当時はこの現象がなぜ起こるのか、誰も説明することができませんでした。

1905年、ドイツのアルベルト・AINSHUTAINは、微粒子のまわりにある気体や液体の分子の運動が、ブラウン運動の正体であると考え、数学的に解析し、1908年にフランスのジャン・ペランが、ブラウン運動を観測し、AINSHUTAINの理論が正しいことを証明しました。

これらの発見によって、絶えず熱運動をしている気体や液体の分子が微粒子に衝突する結果、微粒子がランダムな運動をする、つまり、ブラウン運動をする、ということが分かりました。さて、特許庁の特許情報提供サービスで検索すると、1993年4月～2014年6月までの間、「ブラウン運動」に関係する特許が54件あります。多くは、微粒子の粒径を測定する手段としてブラウン運動を利用したもの（特許第5498308号など）ですが、超小型のバブルモーターの動力として利用するもの（特許第5131835号）、不確実性がある経済的指標の確率過程モデルとして利用するもの（特許第5084968号）、血清または血漿の粘度測定に利用するもの（特許第4958272号）など、100年の時を越えた現在でも、様々な形で「ブラウン運動」の理論が用いられています。

（履歴情報）2015/03/24 掲載

徳川慶喜と知的財産権制度の深い関係

地理歴史（日本史、世界史）

法域：特許法、商標法、意匠法、工業所有権の国際的保護に関するパリ条約

Keywords

徳川慶喜、パリ万国博覧会、内国民待遇、各国特許等の独立、優先権主張

徳川慶喜（1837年-1913年）は、1867年、フランスのパリで行われたパリ万国博覧会に、弟の徳川昭武を派遣しました。このパリ万国博覧会は、日本が初めて参加した国際博覧会で、江戸幕府、薩摩藩、佐賀藩がそれぞれ出展しました。

パリ万国博覧会では、当時の先端技術による製品が出品されますので、互いに勝手に真似されることを避けるために、特許権、商標権、意匠権、といった工業所有権の保護のための国際会議が招集され、国際的な協定を締結する必要がある、という決議がされ、その後 1883 年 3 月 20 日に、「工業所有権の国際的保護に関するパリ条約」が生まれました。日本は 1899 年 7 月 15 日に、このパリ条約に加盟しています。

工業所有権の保護のためのパリ条約は、その後、何度も改正されましたが、「内国民待遇」、「各国特許等の独立」、「優先権主張」、の三原則は、現在も工業所有権の国際的保護の基幹となっています。

「内国民待遇」の原則は、工業所有権の保護に関し、自国民に求める要件と同じ要件を満たす限り外国の国民にも自国民と同じ法的な効果を与えることを約束するもので、この原則によって、例えば、特許権を与えるかどうかの要件について自国民と外国人を差別することはできません。「各国特許等の独立」の原則は、特許されるかどうかは、他の国で特許されたかどうかに影響を受けない、という原則です。

「優先権主張」の原則は、いずれかの同盟国で特許等の申請をした日から 1 年（商標や意匠では 6 ヶ月）の間、他の国で申請する際に優先権の主張ができ、その結果、最初の申請日に特許申請等をしたのと同様の扱いを受けることを約束するもので、「申請時に公に知られていては特許されない」という要件のある特許や意匠では、現在でもほとんどがこの原則を利用しています。

（履歴情報） 2015/03/24 掲載

海の宝石「真珠」と特許

理科（化学）

法域：特許法

Keywords

真珠、アコヤ貝、炭酸カルシウム、真珠養殖業、御木本幸吉、日本の十大発明家

石灰水に息を吹き込むことで、その水が白濁します。これは、水酸化カルシウム（Ca(OH)₂）と二酸化炭素（CO₂）との反応により、炭酸カルシウム（CaCO₃）が生成されるためです。

このありふれた物質を主成分としながら、海の宝石と称されるのが「真珠」です。真珠は、体積の大部分を占める炭酸カルシウムの層と、僅かな真珠特有のタンパク質の層が、核を中心として積層した構造を有しています。これらの層に当たる光が透過・反射することで、神秘的で美しい輝きを纏いつつ、硬質の炭酸カルシウム層間に軟質のタンパク質が介在することで強靭な性質を併せ持っています。

明治時代、御木本幸吉氏は、アコヤ貝の中に異物が混入すると、身を守るために真珠質を分泌して異物を包みこみその層が成長することで真珠となるという知見を得て、真珠素質被着法の発明をし、特許権（特許第 2670 号）を取得しました。この発明を契機に日本の真珠養殖業は飛躍を遂げて一つの産業として成長しました。

御木本幸吉氏は、その功績により「日本の十大発明家」の一人とされ、そのレリーフが特許庁舎 1F ロビーに現在も飾られています。

（履歴情報） 2015/03/24 掲載

2021/02/18 修正

9 番目の高等裁判所

公民（政治・経済）

法域：特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法

Keywords

司法、裁判所、高等裁判所、特別裁判所、憲法、憲法 76 条

裁判所には、最高裁判所の他に、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所がありますが、高等裁判所という名前がついた裁判所はいくつあるか知っていますか？

東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の 8 つだけだと思っている人はいないでしょうか。

2005 年 4 月からは高等裁判所という名前がついた裁判所は 9 つに増えました。9 番目の高等裁判所は、知的財産高等裁判所です。この知的財産高等裁判所は、知的財産に関する争いを専門的に扱う高等裁判所です。

あれ？ 特別の事件を裁く裁判所は、特別裁判所だから憲法 76 条 2 項で設置が禁じられていなかつたっけ？

いいえ、知的財産高等裁判所は、東京高等裁判所の特別の支部として設置されていますので、憲法が禁じる特別裁判所には該当しないのです。

（履歴情報） 2015/03/24 掲載

2021/02/18 修正

青空文庫とTPP

国語（現代文）

法域：著作権法

Keywords

青空文庫、底本、著作権の存続期間、TPP

青空文庫というサイトをご存じでしょうか。日本語作品を中心として、著作権が消滅した作品等をボランティアでテキストデータに変換し、無料公開しているサイトです。日本では、死亡翌年の元旦から 70 年経った作家や詩人の作品は著作権が消滅しました（1970 年以前は死後 30 年でした。また、2017 年までは死後 50 年でした。※）。青空文庫に掲載されている有名作品は、たとえば、夏目漱石、芥川龍之介の作品、外国からもエドガー・アラン・ポー（世界初の推理小説の作者）の和訳などがあります。青空文庫では、著作権が消滅する時期までに底本を集めておき、著作権が消滅したものから順に、ルビを振る、キーボードで打ち込むなどの作業を行って、質の高い文学作品をスマホやパソコンで利用しやすい形でサイト掲載しています。さらに、インターネット読み上げソフトを使用することで、目に障害のある人でも気軽に文学作品を楽しむことができます。

<http://www.aozora.gr.jp/>

(青空文庫サイト)

※環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11 協定）が発効された 2018 年 12 月 30 日より、著作権の保護期間は「個人の場合は死後 70 年・法人の場合は公表後 70 年」に延長されましたが、2017 年 12 月 31 日までに死後 50 年（または公表後 50 年）が経過して著作権が消滅したものについては、再び権利が復活することではなく、誰でも利用できます。

(履歴情報) 2015/03/24 掲載

2021/02/18 修正

歌うのってお金かかるの？

芸術（音楽）

法域：著作権法

Keywords

作曲、作詞、合唱、演奏

皆さんがカラオケ屋さんで好きな曲を歌うときには、本来は、著作権者の許可が必要です。しかし、皆さんは直接著作権者に許可を得たり使用料を支払ったりしていませんね。実は、カラオケ屋さんは、事前に著作権管理団体を通じて使用料を著作権者に支払っており、皆さんが歌う曲の演奏の許可を得ているのです。

では、学校の音楽の授業で歌を歌った場合には、皆さんや学校の先生は、著作権者に使用料を支払い、許可を得る必要があるのでしょうか？

答えはノーです。この場合、使用料を支払う必要も著作権者から許可を得る必要もありません。著作権法では、非営利かつ無料の場合には、著作物を公に演奏できることとなっています。したがって、皆さんが何気なく好きな歌を口ずさんだとしても、問題はありません。音楽の授業などで CDなどを鑑賞することや、楽器を演奏したりすることも、同様に許容されています。

一方、文化祭などでバンドを組んでコンサートを行う場合などには注意が必要です。営利目的であるとき、入場料を取るとき、または演奏者へ報酬を支払うときは、使用料を支払い、演奏の許可を得る必要があります。

さらに、たとえ学校の音楽の授業での演奏であっても、アレンジしたりして演奏する場合には、著作者の編曲権に抵触するおそれがありますので注意が必要です。

(履歴情報) 2015/03/24 掲載

2021/02/18 修正



TOEIC の後の®というマークは何？

英語

法域：商標法

Keywords : 英語、試験、登録商標、Rマーク

英語の試験を受ける際に、「TOEIC®」、「TOEFL®」、または「英検®」などように、試験名に「®」というマーク（Rマーク）が付されているのを目についたことはありませんか？Rマークは、「Registerd（登録された）」の頭文字です。国に登録された商標であることを示しています。米国では、登録商標にRマークを付すことが義務づけられており、Rマークを付さない場合、模倣品に対して、権利行使ができない場合があります（米国商標法第29条）。一方、日本では、米国のような規定は存在しません。商標が登録商標である旨の表示（以下「商標登録表示」という。）を付するように努めなければならない、という努力目標が存在しているだけです（商標法第73条）。商標にRマークを付すか否かは、商標権者の自由です。しかし、消費者等に対して商標が登録済みであることをアピールし、他人の模倣を防ぎ、商標の信用力を高めるために、商標権者が、敢えて商標にRマークを付すことが多いです。このような事情から、日本でもRマークが付された商標を目につくことがあります。日本では、Rマークの代わりに「登録商標」という文字が商標に付されることもあります。「登録商標」という文字は、和菓子や日本酒など、意外な商品に付されていますよ！

（履歴情報）2015/03/24 掲載

自動ドアの起源はいつ？

理科、数学、地理歴史

法域：特許法、実用新案法

Keywords : 自動ドア、動力、プトレマイオス朝、アレクサンドリア、ヘロンの公式

自動ドア（Automatic door）は、電力などの人力以外の動力によって、自動で開閉される扉をいいます。古くから、人力を用いず、自動で扉を開閉させたいと考えていたようです。世界初の自動ドアは、紀元前2世紀のプトレマイオス朝のアレクサンドリアで登場しています。世界初の自動ドアの発明者はヘロンで、「ヘロンの公式」で知られる数学者でもあります。神殿の入口で参拝者が火を灯すと、炎が密閉容器内の空気の体積を膨張させ、膨張した空気が水を密閉容器から受け容器に移動させて、受け容器の水量の増加により扉を開閉させたと伝えられます。日本では、昭和初期になって自動ドアが登場しています。戦時中、航空母艦（加賀や赤城など）の格納庫の防火・防弾用として自動ドアが設置されました。2015年2月10日現在、特許庁の特許情報提供サービスで「自動ドア」を検索すると、1052件がヒットしました。そのうち、例えば、特開2011-42998号公報等のタッチセンサ等の接触方式が37件ヒットしました。さらに、例えば、特開2013-61273号公報等の赤外線センサ等の非接触方式が56件ヒットしました。

（履歴情報）2015/03/24 掲載

発明はどのような視点で考える？

理科

法域：特許法

Keywords : 発明、アイデア、チェックリスト、新規な発明、進歩性、特許権

発明家の自伝を読むと、多くの場合、身の回りの不便な事柄を解決しようと創意・工夫を重ねていたら、発明が生まれたと書かれています。

アイデアの発想法としては、「オズボーンのチェックリスト」が有名です。「オズボーンのチェックリスト」は、以下の9つの視点からアイデアを発想していきます。

①転用（他に使い道はないか？）、②応用（他からアイデアを借りることはできないか？）、③変更（変えてみたらどうか？）、④拡大（大きくしてみたらどうか？）、⑤縮小（小さくしてみたらどうか？）、⑥代用（他のもので代用できないか？）、⑦置換（入れ替えてみたらどうか？）、⑧逆転（逆にしてみたらどうか？）、⑨結合（組み合わせてみたらどうか？）

このような視点でアイデア発想の習慣をつけることは、とても重要です。しかし、アイデアを発想しても、新規な発明であって、進歩性を有する発明（出願時の技術水準に基づいて容易に考え出すことができない発明）などの特許要件を満たさなければ、特許権は付与されません。

（履歴情報）2015/03/24 掲載

2021/02/18 修正

あの大統領も発明家

公民

法域：特許法

Keywords : リンカーン、浅瀬でも運航できる船、浮力、空気室、アメリカ、憲法、天才の炎に、利益という油

米国の第16代大統領のリンカーンは、「浅瀬を航行する船」の特許権（米国特許番号6469号、1849年）を得ています。リンカーン大統領は、若いときにミシシッピ川を下ってニューオーリンズまで船荷を運んだ際に、浅瀬に乗り上げた船を、苦労して抜け出させたそうです。その後、五大湖を旅している途中でも、船が座礁したこともあったそうです。こうしたことなくするために、船の水面下の船腹に、空気で膨らませ浮力を調整できる空気室を設けた船を発明したそうです。スミソニアン博物館にはその模型が展示されています。リンカーン大統領は自身の1859年の演説の中で、「特許制度は、発明者がした発明を一定期間、独占的に使用する権利を保障することによって、新しい役に立つものごとの発見や生産における天才の炎に、利益という油を注いだ。」と紹介しています。

（履歴情報）2015/03/24 掲載

次の図面は、特許の図面です。

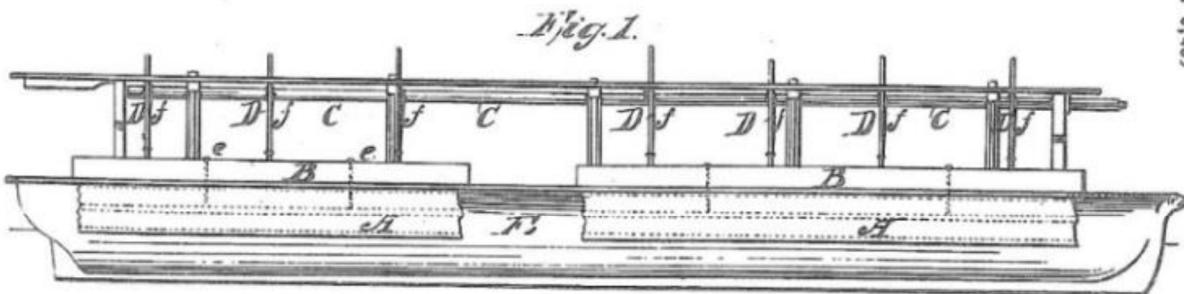


Fig. 1.

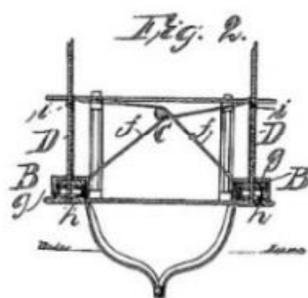


Fig. 3.

システムキッチン

家庭

法域：意匠法

Keywords : 意匠、ビルトイン機器、キッチンの高さ、収納

システムキッチンとは、日本特有の台所（キッチン）の形態の一種です。共通な色・寸法の各種ユニット（収納具、調理・洗浄設備、作業台など）をパーツとして組み合わせ、一枚板の天板（ワーキングトップ）をのせ、全てが一体となるように組み合わせた台所のことです。スペースの有効利用、デザイン性、用途に合わせた機能的な収納などが、主なメリットとされています。

キッチンの高さ選びは大切です。身体に合わない高さは、疲労の原因にもなります。自分に合った高さを知る必要がありますが、最適なキッチンの高さは、身長÷2+5cm程度とされています。例えば、身長160cmの人だと、 $160\text{cm} \div 2 + 5\text{cm} = 85\text{cm}$ になります。

収納はキッチン全体の使いやすさにも通じます。料理で使う道具をしまう収納ですから、取り出しやすさと収納量は、キッチンの使いやすさと密接な関係にあります。「使う場所の近くに取り出しやすく」を基本に、しまいたいものに合わせてキャビネットを選びましょう。

ちなみに、システムキッチンやティーセットのように、一連の製品で統一した新しいデザインを考えた場合は、意匠法の「組物の意匠」制度に登録すれば、多物品のセットでも1つのデザインとして保護をうけることができます。ま

た、逆に特徴的なデザイン部分だけをとりだして保護をうける「部分意匠」制度、特殊な機能を保護する「特許法」で保護される場合もあります。

※組物の意匠の登録例：一組の台所セット（意匠登録第1300243号）、
一組の紅茶セット（意匠登録第1208452号）

※部分意匠の登録例：ボールペン付きシャープペンシル（のクリップ部分）（意匠登録第1485589号）

（履歴情報）2015/03/24掲載
2021/02/18修正

スポーツのルール

保健体育

法域：著作権法

Keywords：スポーツ、ルール、ルールブック

陸上、水泳、卓球、アイススケート、スキー、…。一度は観たり、プレーしたことのあるスポーツに共通していることは、得点やタイムによって勝ち負けが決まる「ルール」があることです。新しいスポーツは、誰もが理解できるようにルールを定めた「ルールブック」などで広められます。

ルールブックには、創った人の個性が現れ、創作性が認められることから言語の「著作物」として著作権によって保護されます（著作権法第2条第1項第1号、第6条第1号）。このため、ルールブックを創った人は著作権者になり（同法第17条）、ルールブックをコピーして勝手に使う行為を止めさせる権利を持ちます（同法第21条）。

では、このようにルールブックに著作権があると、せっかく考えられたスポーツをプレーするために、ルールブックの著作権者から許可をもらう必要があるでしょうか？皆さんが観戦するスポーツの選手達は、著作権者からプレーの許可をもらっているのでしょうか？

【答えは「ノー」です。】

それでは、ルールブックの著作権はどうなるでしょうか？

「著作権」は、文芸、学術、美術、音楽のいずれかに当たる著作物が権利の対象ですが、スポーツのルールそのものには権利が認められず、ルールを文字や絵で解説した「ルールブック」になって初めて権利が認められるのです。ルールブックの著作権者は、誰かがルールブックをコピーして勝手に販売することを止められますが、誰かがそのスポーツをプレーすることを止めさせることはできないのです。

皆さんも子どもの頃に自分達だけのマイルールを作つてスポーツを楽しんだことと思いますが、このマイルールを考えたお転婆のあの子やガキ大将から、遊ぶ時に許可をもらったりはしなかったですよね。

スポーツは、誰もが自由に楽しめるからいいのです。

(履歴情報) 2017/03/31 掲載

2021/02/18 修正

レシピは特許になりますか？

家庭

法域：特許法

Keywords : 特許、レシピ、料理

普段皆さんが出している料理の中には、様々な創意工夫のもと完成されたレシピで作られているものもあるでしょう。また、そのようなレシピを公開しているWEBサイトも多くあります。では、レシピの特許を取って、他人に勝手に真似されないようにすることはできるのでしょうか？

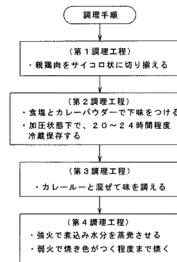
一見、技術的アイデアを保護する特許とレシピとは無関係のように思えますが、実はレシピも新規性や進歩性といった一定の要件を満たせば、特許を受けることができます。

例えば、レシピの特許の登録例には、次のようなものがあります。

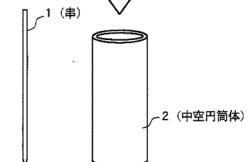
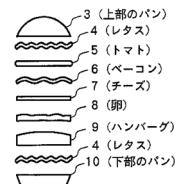
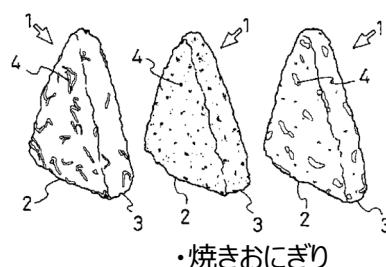
- ・鶏肉の調理方法（特許第4648368号）
- ・一口サイズのハンバーガー（特許第4804418号）
- ・焼きおにぎり（特許2967347号）

なお、特許になったレシピを使ってレストラン等の商売をすると特許の侵害となる可能性がありますが、個人的に作ったり、家庭内で作る場合には、特許の侵害とならず、特許権者の許諾は必要ありませんのでご安心下さい。

図1



・鶏肉の調理方法



・一口サイズのハンバーガー

(履歴情報) 2017/03/31 掲載

特許出願中って？

Keywords : 特許出願中 特許権

工作では欠かせないはさみやステープラー。その中でも、刃先の形状に工夫があるはさみや芯が不要のステープラーなど、専門店へ行けばさまざまなアイデアが詰まった商品を見つけることができます。

そんな商品のパッケージをよく見ていて、「特許出願中」や「PAT・P」と書かれているのを見たことがありませんか？「PAT・P」は「Patent pending」の略で、やはり特許出願中という意味です。これらは、特許出願はしているけど、まだ特許権は取得できていないことを示す言葉ですが、この表示にはいったいどういう意図があるのでしょうか。

実は特許権を取得するには、特許出願をした後に、特許権を付与する価値のある発明であるか、特許庁の審査官に審査をしてもらう必要があるのですが、審査を通過するまでに5年以上かかることも決して珍しいことではないのです。せっかく新しいアイデア製品を開発して、特許出願したとしても、特許権が取れるまでに第三者に真似をされてしまっては市場での優位性を確保することができません。

商品のパッケージに「特許出願中」や「PAT・P」という文字を書いたからと言って法的な効果が発生するわけではありませんが、第三者に対して、この製品に使われている技術について特許出願していることを示すことで、安易に真似することをけん制する意味があります。

(履歴情報) 2017/03/31 掲載

粘り強さが納豆を繋ぐ

Keywords : 納豆、納豆菌、D C – 1 5 菌、 α グルコシターゼ阻害、血糖値

「絶え間なく、粘り強く努力する。これこそ何よりも重要な資質であり、成功の要といえる。」これは、偉大なる発明家トーマス・エジソンの言葉です。粘り強く…粘り…ねばねば…こんな言葉から連想される日本の伝統食があります。そう「納豆」です。

納豆の歴史は古く、国内では平安時代にも食していた記録があるほどです。現在は、日本各地に約600の製造事業所があり、日本全国で販売される有名ブランド製品から地元密着型の製品等、広く国民に愛され続け

ています。しかし、近年は食生活の欧米化等の影響もあり、納豆の消費量は年々少なくなっているのも事実です。

そこで、近年では納豆の匂いや味の改善は勿論、より優れた付加価値を付ける試みがなされています。例えば、D C – 1 5 菌という納豆菌を使用した納豆が開発されています。元々、納豆は健康によい食品として認知されていますが、この D C – 1 5 菌を使用した納豆は、D C – 1 5 菌が食後の血糖値の上昇を特に抑制できるため、糖尿病（予備軍含む）の方にも好適な食品とされています。デンプン等がブドウ糖まで消化・分解され、吸収されることで、血糖値は上昇します。D C – 1 5 菌は、この分解過程で働く酵素であるαグルコシターゼを阻害する力があるため、ブドウ糖までの分解を抑制し、結果として血糖値の上昇を抑制できるとされています。D C – 1 5 菌を使用した納豆は、平成 22 年に特許が取得され（特許第 4465337 号）、この特許技術を利用した製品が複数販売されています。

このように、納豆は絶え間なく粘り強く開発・改良を重ねることで、これからもより美味しく、健康的になり、広く消費者に受け入れられていいくことでしょう。

（履歴情報） 2017/03/31 掲載
2021/02/18 修正

「鎌倉彫」も「神戸ビーフ」も®（登録商標）です

芸術

法域：商標法

Keywords : 鎌倉彫、地域団体商標、識別力、地域おこし

1. 普通の商標と地域団体商標

「鎌倉彫」は、鎌倉時代から伝わる日本の伝統的な工芸品です。木に彫刻を施し、漆を何度も塗り重ねて作られるもので、独特の風合いがあります。

さて、この「鎌倉彫」のブランド名、だれでも使うことができるでしょうか？いいえ、ダメです。「鎌倉彫」のブランド名は、「伝統鎌倉彫事業協同組合」が所有する登録商標（登録第 5276777 号）ですので、使うことができるのはこの組合の組合員のみです。

「鎌倉彫」は、普通の商標としてではなく、「地域団体商標」という例外的な商標として登録されています。ここでの「例外」の意味を知ることは、「識別力（しきべつりょく）」という商標制度の最も基本的な用語を知ることに繋がりますので、説明します。

2. 「地名 + 商品名」

「鎌倉」は神奈川県の有名な観光地です。「鎌倉クッキー」、「鎌倉まんじゅう」といったような、「地名（鎌倉）+商品名」のブランド名は、その地を代表する商品であるかのように思えておみやげのブランド名として優れていますので、観光地のおみやげを扱う企業は、このブランド名を商標登録して自社が独占したいと考えると思います。

しかし、このようなブランド名は、「識別力なし」を理由に、商標登録できません（商標法第 3 条第 1 項）。

「識別力なし」というのは、商品を買う人が、以前と同じ商品を買おうとするときに、他の商品と見分けるための目印にできない、という意味です。例えば、以前買った「鎌倉クッキー」と書いたクッキーがおいしかったので、再度買お

うとおみやげ売り場に来たところ、A社のクッキーも、B社のクッキーも皆、「鎌倉クッキー」と書いてある、というのでは、この「鎌倉クッキー」の語は、A社のクッキーをみつけるために役に立ちません。

このように、「地名 + 商品名」は原則として、識別力のない商標です。

3. 「鎌倉彫」は、「地名 + 商品名」では？

さて、話は「鎌倉彫」に戻ります。「鎌倉彫」の「鎌倉」は地名ですし、「彫」は「彫物」の省略形で商品名ですので、「鎌倉彫」というブランド名は、「地名 + 商品名」に該当し、識別力なし、ということで、原則として商標登録できません。

しかし、ここで、「地域団体商標」という「例外」が登場です。「鎌倉彫」のように、一つの組合が、長い期間このブランド名を使い続けた結果、多くの人が「鎌倉彫」というのは鎌倉で作られたあの製品だ、と判る場合には、「地名 + 商品名」であっても、「地域団体商標」として、例外的に登録することができるのです。

4. 他にもある地域団体商標

「地域団体商標」として登録されているものには、他に、「夕張メロン」、「久留米かすり」、「神戸ビーフ」、「今治タオル」、「沖縄そば」などがあります。いずれも、皆さん知っている有名なブランド名ですね。

「地域団体商標」の登録制度は 2006 年に導入されました。

それぞれの地域の組合が、地域団体商標を使うための条件を設けることによって、地域の特産品の品質が維持されるシステムができ、日本の地域おこしに大いに役に立っています。

(履歴情報) 2017/03/31 掲載

魔球は特許になるの？

保健体育

法域：特許法

Keywords : 球技、魔球、コツ、技能、技術、発明

球技の部活動をしている人の中には、練習を積み重ねて、自分が投げたり、蹴ったり、打ったりしたボールが思わず軌道を描く、「魔球」を習得したという人が居るかもしれません。

では、そのような「魔球」は、特許権を取得することができるものなのでしょうか？

【答えは「ノー」です。】

特許法上の保護対象である発明は、「技術的思想」と定義されています。世の中で「技術」といわれるものは、知識として伝達することのできる客観的なものと、「魔球」のように個人の熟練によって到達できる「コツ（技能）」とあります。しかし、特許法上の「技術」とは、「コツ（技能）」ではなく、知識として他人に伝達できる客観性のあるものでなければならぬとされています。

一方で、「魔球」を習得するための練習器具などであれば、知識として他人に伝達できる客觀性のある「技術」と言えますので、特許法上の保護対象である発明に該当し、特許権を取得できる可能性があります。

これは想像に過ぎませんが、もしも「魔球」の特許権を取得することができるのであれば、その「魔球」は自分しか使うことができなくなるわけですから、一流の運動選手になるのも夢ではなくなります。

でも「魔球」が自由に使えない球技は、観戦する側にしてみればつまらないかもしれません。

(履歴情報) 2017/03/31 掲載
2021/02/18 修正

万国旗を売ったら罰せられる！？

芸術、保健体育

法域：不正競争防止法、商標法

Keywords : 万国旗、外国の国旗、商業上の使用禁止

万国旗とは、多数の国の国旗をロープで繋いだもので、華やかな雰囲気を演出します。運動会等様々なイベントを盛り上げるアイテムとして、万国旗を目にする機会は多いと思います。

ところで、「国旗の使用」には、国の尊厳を守る等の理由により制限があることを知っていますか。

例えば、商標法では、（第4条第1項第1号、2号、3号および5号に基づき、）外国国旗などを商標として登録できないこととしています。

また、不正競争防止法（第16条第1項）では、外国国旗などをその国等の許可なく、商標として使用することを禁止しています。

では、商品として万国旗を製作し、それを売った人たちはどうなるのでしょうか。罪に問われて、罰せられてしまうのでしょうか。

【答えは「ノー」です。】

万国旗を見て、それが商品等の商標を表していると感じる人はおそらくいないと思います。

ですからこのような場合には、「国旗」の商標的使用ではないものと認められて、不正競争防止法によって、使用が制限される場合はありません。

安心して、万国旗を売ることができますし、また、万国旗を買って、飾ることもできます。

但し、国旗を損壊等すると罰せられる場合（刑法第92条）があります。

(履歴情報) 2017/03/31 掲載
2021/02/18 修正

江戸時代の創作活動

地理歴史（日本史）

法域：特許法、意匠法

Keywords : 江戸時代、新規法度

江戸時代には、新しい事物の出現を避ける傾向があったといわれており、実際に新規の発明・工夫を禁止していました時期がありました。

享保6年(1721年)に公布された「新規法度」のお触れは、「新製品を作ることは一切まかりならぬ」というものであり、その後も同様の趣旨の法度を度々発しています。これは物資の安定供給や物価抑制を目的に新規の仕出しなどを禁止したものです。

鎖国に代表される閉鎖的な政策の一環なのかもしれません、そのおかげで江戸時代は長く安定した時代となつたのかもしれません。

一方、江戸時代にも一部の人々の間では創作活動は盛んに行われていたと考えられています。例えば、庶民の祭礼や見世物はこのお触れの対象外とされていましたので、このような分野では大いに創作活動が行われていたものと考えられます。

(履歴情報) 2017/03/31 掲載

学校公演

芸術、国語

法域：著作権法

Keywords : 脚本、著作権、適用除外、著作者人格権、同一性保持権、上演権、著作権の存続期間、著作者、著作権者

文化祭や発表会で演劇を上演することがあるかと思います。その際、オリジナルの脚本を自分たちで作成するとなると負担が大きいため、市販されている既成の脚本を購入し、その脚本について上演する場合が多いのではないかでしょうか。

ここで留意したいのは、書籍代を支払って脚本を購入した場合であっても、その脚本に基づいて上演を行う場合は、著作権者※1に上演許諾を得て、別途脚本使用料を支払う必要があるということです。無断で上演した場合は、著作権侵害となります（著作権法第22条）。

ただし、（1）営利を目的とせず、（2）観客からチケット代を徴収せず、（3）出演者等に報酬を支払っていない場合には、例外として、著作権者に許諾を得る必要も、使用料を支払う必要もありません（著作権法第38条第1項）。学校公演を行う場合は、この例外適用を受けるための（1）～（3）の要件を満たす場合が多いのではないかでしょうか。

なお、新たなキャラクターを登場させたり、ハッピーエンドのストーリーをバッドエンドに変えたり等、著作者※1の意に反して、脚本の内容を変更して上演を行う場合は、（1）～（3）の要件を満たす場合であっても、著作者人格権を侵害する可能性があるので、その点についても留意が必要です（著作権法第20条）。

著作権の存続期間は、著作者の死後70年※2となっています（著作権法第51条第2項）。学校公演を行う場合は、シェイクスピア作品など、著作権の存続期間が既に満了している作品を上演することも検討してみてはいかがでしょうか？

※1 著作者と著作権者とは似ている言葉ですが、これらは著作権法上明確に区別されています。上の説明でいうところの著作者は劇作家であり、著作権者と同じとは限りません。

※2 2018年12月30日より、著作権の保護期間は「個人の場合は死後70年・法人の場合は公表後70年」に延長されましたが、2017年12月31日までに死後50年（または公表後50年）が経過して著作権が消滅したものについては、再び権利が復活することなく、誰でも利用できます。

（履歴情報）2017/03/31掲載
2021/02/18修正

信長の発明

地理歴史（日本史）

法域：特許法、商標法

Keywords：織田信長、弁当、発明

戦国武将の織田信長は、天下統一を前に本能寺にて夢を絶たましたが、生涯、その独創性で様々な改革を成し遂げてきました。

良く知られているものとしては、長篠の合戦で1000～3000丁と言われる火縄銃を3段構えにして撃ち続けた戦法や、第二次木津川の戦いで用いた鉄甲船があります。これらの戦法やモノは、当時もし特許制度があれば発明として特許になっていたかもしれませんね。

また、弁当も発明したかもしれないのです。

戦国時代末期から江戸時代初期を生きた江村専斎による「老人雜話」の一節に、一つの容器にご飯とおかずを詰める今のような弁当のスタイルを発明したのは信長であると書かれているそうです。これも特許権になったかもしれませんね。

さらに、「弁当」という名称が当時一般的ではなかったとしたら、商標権を取得できたかもしれません。

(履歴情報) 2017/03/31 掲載

2021/02/18 修正

国王の特許

地理歴史

法域：特許法

Keywords : 特許状、タイ王国

特許は、発明に対して与えられますが、昔は違いました。

国王が、国民に対し、特別な任務や権限あるいは地位を下賜するために証書の形で発行する法的手段の一つでした。

つまり、国王は特許を与える側の人だったのです。

しかし、特許が発明をした人に与えられるようになると、国王が特許を取得することも起きます。

タイのブミポン・アドゥンヤデート国王は、人工降雨技術を開発したこと、フランスなど欧州 10カ国で特許を取得し、2009 年 8 月にタイ研究評議会の代表から特許証書を進呈されました。

国王は代表らに対し、「国は今、どこへ、どうやって向かうかわからない状況だ」、「国民 1 人 1 人が知識を持ち、やる気を持てば、国家を発展させることができる」などと言葉をかけました。

ちなみに、国王の発明した人工降雨技術は、

・塩化ナトリウムの粉末を上空に散布して、水蒸気を吸収させて、雲をつくる。(必要条件は湿度=水蒸気があること)

・塩化カリウムを散布して、発達させた水蒸気を吸収する。そのとき発生した熱エネルギーが上昇気流をつくり、雲を発達させる。

・ヨウ化銀を散布して、雨の素となる氷の結晶をつくる。これで、雨雲ができる。

・ドライアイスを、できた雲の雲底に散布して、地表と雲の間の気温を下げて雨を促す。

というものです。

タイは、人工降雨の先進国なのかもしれません。

発見と発明について

経済、理科、数学、国語

法域：特許法

Keywords : イグノーベル賞

皆さんは、イグ・ノーベル賞をご存じでしょうか？

イグ・ノーベル賞とは、「人々を笑わせ、そして考えさせてくれる研究」に対して与えられる賞です。本家のノーベル賞と同じく、毎年、受賞式が行われています。

日本人は、そのイグ・ノーベル賞を毎年のように受賞しています。

古くは、1992年、神田不二宏氏らは、『足の悪臭の原因となる化学物質の解明』に対して医学賞を受賞しています。ここでは、「自分の足が臭いと思っている人の足は臭く、思っていない人のは臭くない」という結論が出されています。

1997年には、横井昭裕氏らが、数百万人の労働時間を、仮想的なペットの飼育に転換したことに対して経済学賞を受賞しています。「たまごっち」（たまご型の携帯ゲーム機）の普及に関する考察に関するものです。また、2016年には、東山篤規氏らが、前かがみになって股の間から後ろ方向にものを見ると、違って見えることを調査したことに対して知覚賞を受賞しています。

さて、イグ・ノーベル賞を受賞する研究の多くは、様々な事柄の発見を整理して、面白く、また、分かりやすく説明するものが多いです。発見とは、既に世の中に存在しているものを初めて見つけることですが、このような「発見」は特許の対象にはなりません。「発明」であることが求められます。「発明」とは、今まで世の中に存在していなかったものを新たに作り出したり、考え出したりすることです。

しかし、「発見」は、「発明」のヒントになります。

皆さんも是非、普段の生活で発見したことから、新しい何かを生み出し、発明をしてください。

(履歴情報) 2020/09/14 掲載

2021/02/18 修正

演劇と特許

芸術

法域：特許法、商標法

Keywords : 演劇

演劇にまつわる知的財産権といえば、著作権などが最初に思いつきますが、世の中には、演劇に関する特許もあります。

ご紹介するのは、「舞台演出支援方法」に関する特許（特許第4773944号）です。この舞台演出支援方法は、暗闇の中で行われる演劇の舞台公演等において主に使用されるものです。

この舞台演出支援方法では、舞台上の所定の位置に、形状、素材、原料あるいは加工処理に特有の互いに異なった触感が得られる複数の触感認識手段（例えば、スポンジ材、人工芝シート材、様々な織り方の布等）を配置します。真っ暗な舞台上における役者等は、触感認識手段に触れることによって得られる触感によって、暗闇の中でも光源を用いることなく、舞台上の自分の位置や向きを認識することができます。

このように、演劇や美術、音楽などの芸術活動をするときに思いついたアイデアについても、特許を取ることができます。

文化祭や発表会で演劇を上演することがあるかと思います。その際、オリジナルの脚本を自分たちで作成するとなると負担が大きいため、市販されている既成の脚本を購入し、その脚本について上演する場合が多いのではないかでしょうか。

（履歴情報）2020/09/14 掲載

人を治療する方法は特許にならない！？

保健体育、理科

法域：特許法

Keywords : 医療行為、手術、治療、診断

医療の技術は日々進歩しており、改良された医薬品や医療機器、治療方法等により多くの命が救われています。このような進歩の影には、そこで成された創意工夫を保護するための医療に関連する多くの特許発明があると考えられますが、実は人を治療する方法は特許になりません。なぜでしょうか？

人を手術、治療、又は診断する方法、いわゆる「医療行為」は特許の対象になりません（特許庁審査基準）。例えば、画期的ながんの治療方法を発明したとしても、その方法の特許を取ることはできないです。このように医療行為が特許の対象にならないのは主に人道的な理由からです。例えば、緊急の治療が必要な患者が病院に運び込まれたとします。医者はその患者に効果的な治療方法があったとしても、その治療方法が特許になっている場合には特許権者にその治療方法の使用について許可を求める必要があります。許可無くその治療方

法を使用すれば、特許権の侵害になってしまうからです。しかしその特許権者から許可を得るのに時間がかかると、患者の生命や身体を危険に陥れる可能性があります。このように、医療行為では緊急の対応が求められる場合が多く、人道的な観点から特許の対象にならないのです。

なお、現在の特許法には、医療行為が特許の対象にならないことについて明確に規定されていません。そのため特許庁は、運用上、医療行為の発明が特許の要件の1つである「産業上利用することができる発明」（特許法第29条柱書）に該当しないとして、医療行為に関する特許出願を拒絶しています（特許庁審査基準）。

（履歴情報） 2020/09/14 掲載
2021/02/18 修正

堆肥化と特許

理科（生物）

法域：特許法

Keywords：食品ロス、有機性廃棄物、堆肥、発酵、微生物、農業・畜産

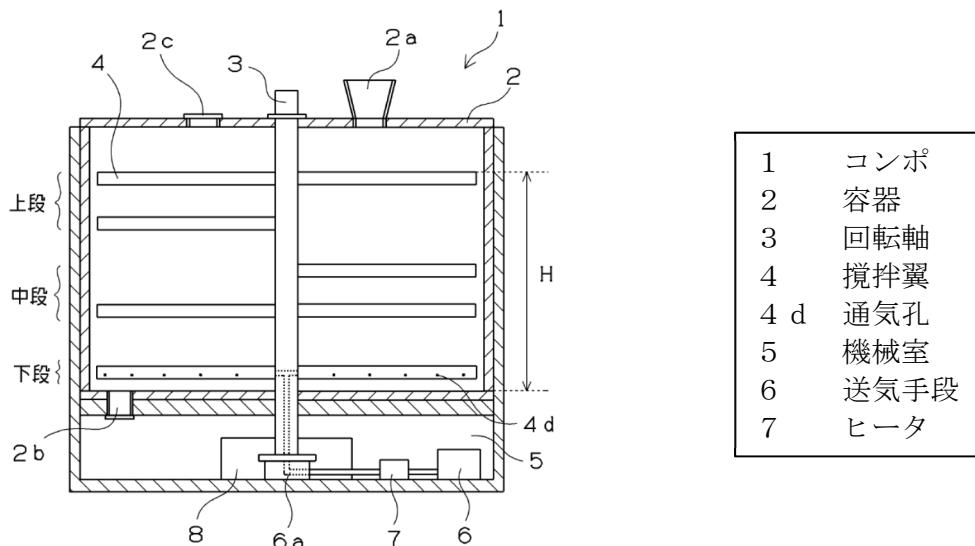
近年、食べられるのに廃棄される「食品ロス」が問題となっています。このような食品廃棄物や畜産経営体から排出される家畜排泄物などの有機性廃棄物を、堆肥として再利用することが行われています。堆肥は、植物に養分を供給とともに、土壌の性質を改善し地力を高めることができます。

一般に、有機性廃棄物の堆肥化は、好気性微生物の発酵を利用して行われます。発酵には、微生物が活動しやすい条件を整えることが大切です。近年では、臭い対策が容易で、気候の影響が少ない密閉型攪拌装置（コンポ）が用いられています。

コンポは、円筒の容器内で、通気しながら複数枚の攪拌翼を用いて有機性廃棄物を発酵させる攪拌装置です。攪拌装置といっても、装置自体が大型であることや、通気攪拌を行うこと、攪拌速度が極めて遅いことなど、コンポ特有の構成があります。このようなコンポには、多くの特許が取得されています。例えば、攪拌翼の形状に関する特許（第6235253号）や、容器内へ導入する外気を加温する熱交換手段に関する特許（第6284785号）などが取得されています。

また、植物由来の有機性廃棄物の堆肥化において特定種の微生物を用いる特許（第6376751号）なども取得されています。

農業や畜産といった一次産業に関わる分野も、他の分野と同様に多くの発明に支えられています。有機性廃棄物の再利用や農業・畜産を支える技術として、今後も堆肥化技術が進歩していくことでしょう。



(履歴情報) 2020/09/14 掲載

コンパスの補助具

数学

法域：特許法、実用新案法

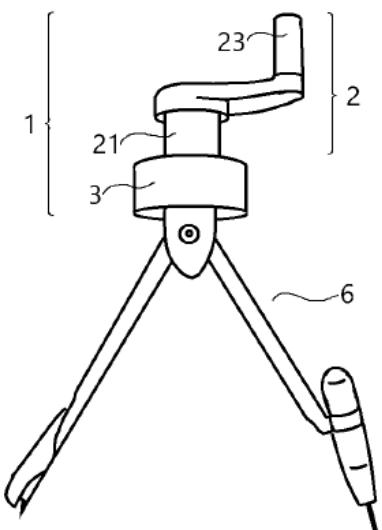
Keywords : コンパス、補助具、実用新案

コンパスは、円を描くときなどに使う2本足の道具で、足先についた針を中心に回し、もう片方の先につけた鉛筆で円を描きます。小学校3年生の算数で使い方を勉強します。

小学校3年生の男子児童が、3年生になって5月に初めてコンパスを使った際、1つの円を描くのに1時間もかかるショックを受けました。片手で持つと針が紙から外れてしまうし、指で一気に回すこともできませんでした。

そこで、そのコンパスを簡単に使うことができる「補助ハンドルつきラクラクコンパス」を発明（考案）し、第76回全日本学生児童発明くふう展で上位の「入選」に選ばれ、実用新案登録されました。（実用新案登録第3215557号）

仕組みはシンプルで、ペットボトルのキャップの中央に穴を開け、コンパスの細い持ち手にかぶせ、その上に鉛筆けずり器から取ったハンドルをつけました。ペットボトルのキャップの部分を片手でしっかりと持って支え、反対の手でハンドルを回すと、うまく円を描くことができます。「おさえて回す」というコンパスのコツが身につくようになっています。



1	コンパス用補助具
2	ハンドル
2 1	装着部
2 3	ハンドルつまみ
3	把持部
6	コンパス

※ 図は実用新案登録公報より引用したものです

(履歴情報) 2020/09/14 掲載

授業で作った作品は誰のもの？

図工・美術・技術

法域：著作権法

Keywords : 美術、作品、著作者人格権、著作権、ピカソ、キーロン・ウイリアムソン

皆さんは美術の授業で、絵画やオブジェなどの作品（美術作品）を製作する機会がありますね。一生懸命取り組んだ結果、自分でも誇らしくなるような素晴らしい作品が完成することもあると思います。皆さんのが作品を作製した場合、その作品の出来や評価にかかわらず、その作品には著作者人格権及び著作権が自動的に発生します。

著作者人格権には、未公表の著作物を公衆に提供又は提示する権利である公表権、著作物の公表に際し、著作者の実名もしくは変名を著作者名として表示、又は著作者名を表示しないこととする権利である氏名表示権、著作者の意に反して、著作物及びその題号の変更や切除その他の改変をすることを禁止する権利である同一性保持権などがあります。

著作権には、著作物を複製する権利である複製権、著作物を公に上映する権利である上映権、美術の著作物などを原作品により公に展示する権利である展示権などがあります。

したがって、皆さんが作品を製作した場合、その作品を改変したり、複製したり、公表したりするためには、著作者である皆さんの許可が必要になります。

かの有名なパブロ・ピカソは「科学と慈愛」という作品を16歳で完成させています。クロード・モネは、「ルエルの眺め」と言いう作品を18歳で完成させています。そして近年では、2013年に当時10歳のキーロン・ウイリアムソンが描いた絵が総額約2億6千万円で売れたそうです。

皆さんも美術の時間に真剣に取り組めば、キーロン・ウイリアムソンのように作品が高値で取引されることになるかもしれませんね。

また、他人の作品にも同様に著作者人格権及び著作権が発生している点にも注意しましょう。他人の作品も尊重する姿勢が大切です。

(履歴情報) 2020/09/14 掲載

バイオミメティクスって何だろう？

理科（生物）

法域：特許法

Keywords：バイオミメティクス、レオナルド・ダ・ヴィンチ、オットー・シュミット、ロータス効果

「バイオミメティクス」とは、日本語訳では「生物模倣」であり、生物のもつ優れた機能や形状などを模倣し、工学分野や医療分野などに応用することです。生物を模倣するという考え方は、かなり昔から行われています。例えば、ルネサンス期には、レオナルド・ダ・ヴィンチが、飛行する鳥類を熱心に観察し、飛行装置のスケッチの中に、鳥類のスケッチを残しています。そして、1950年代後半に神経生理学者のオットー・シュミット博士によって、バイオミメティクスという概念が生まれました。博士は、シュミット・トリガーという、イカの神経系を模倣したノイズ除去用電気回路を発明しました。

バイオミメティクスは、現在では、サメ肌から生まれた高速水着、蚊の針から着想した痛くない注射針、トンボの羽から生まれた風力発電機、ハスの葉の撥水効果（ロータス効果）など、様々な分野に利用されています。また、特許発明にも、これらの技術が利用されており、例えばロータス効果を利用した包装容器（特許第6530101号）など、多くの特許発明があります。このように、生物の勉強も特許発明に役立っているのです。

(履歴情報) 2021/02/18 掲載

エジソンと議会

芸術

法域：特許法、商標法

Keywords：演劇

公民の授業では、多くの議員で構成された「議会」について学ぶ時間があるはずです。「議会」が重要なことを決めるのに役立つことは知られていますが、色々な発明をしたことで有名なエジソンにとっても、「議会」は興味深いものであったようです。

というのも、エジソンが初めて特許を取得した発明は、「議会」における賛成票と反対票を素早く集計できる機械についてのものだったからです。エジソンの興味は科学技術に留まるだけではなかったのでしょうか。

残念ながら、この発明が当時の議会で採用されることはなかったようですが、その後も、色々な特許を取得していました。エジソンも最初から順風満帆というわけにはいかなかったようですが、へこたれずに進むことで、次々と新しい道を切り拓いていったのです。

(履歴情報) 2021/02/18 掲載

アイデアはどこで生まれるのか？

国語、理科

法域：特許法、意匠法

Keywords : アイデア、思考法

昔、中国の欧陽修という人が文章を作るときに、すぐれた考えがよく浮かぶ場所として、馬上、枕上（ちんじょう）、廁上（じじょう）の3つをあげたと言われています。馬上とは馬に乗って移動するという意味からすると、現代に置き換えると電車などの移動手段に乗っている時を指すのでしょうか。また枕上とは、枕の上、すなわち布団に入って寝るまでというだけでなく、布団で寝ている時も含まれると言われています。そして、廁上はトイレの中という意味で以上3つをまとめ、三上と言います。

これは、『思考の整理学（外山滋比古、ちくま文庫）』からの紹介ですが、著者の外山さんはさらに考察を進めて、無我夢中、散歩中、入浴中の三中という状態（最中）が思考の形成に役立つと述べています。すなわち、時には無我夢中で考えることが必要なときもあることや、ヨーロッパの思想家には散歩派が多いこと、さらにアルキメデスは入浴中に比重の原理を発見したという伝説を紹介し、その自説を展開しています。

三上、三中いずれにしても、すぐれた考えや思考の形成が発明につながるアイデアと捉えると、至るところ（場所）でそのアイデアが浮かぶという点が興味深いです。

(履歴情報) 2021/02/18 掲載

温泉で有名な県といえば？

地理

法域：商標法

Keywords : 温泉

日本は、世界有数の火山国であり、世界の活火山の7%を占めています。活火山とは、過去1万年以内に噴火した火山や、現在も活発な活動のある火山のことをいいます。この活火山は、日本国内に108もあります。有名な活火山としては、群馬・長野県境にある浅間山や、鹿児島県にある桜島が挙げられます。火山の噴火は、ときに甚大な被害をもたらします。

しかし、このように、たくさんの火山を抱えるがゆえの楽しみもあります。日本には、地下のマグマを熱源とする火山性温泉がたくさんあり、国内の温泉地の数は、約3000ヶ所もあります。

ちなみに、47都道府県のなかで、温泉地の数が一番多いのは「北海道」、泉源の数が一番多いのは「大分県」となっています。

この大分県は、2013年に、「おんせん県おおいた」なる商標登録（第5628132号）まで取得しています。



なお、上記登録商標は、大分県商工観光労働部観光局観光誘致促進室に使用届出書を提出することで、無償で名刺や商品のパッケージ等に使用することができるよう開放されています。

特許庁に登録されている商標を調べてみることで、今まで知らなかった、地域の特色を色濃く反映した、非常に特徴的な意外な発見があるかもしれませんね。

（履歴情報）2021/02/18 掲載

赤毛のアン

国語、英語

法域：商標法、著作権

Keywords : 赤毛のアン、Anne of Green Gables、文学作品、翻訳、商標、著作権

ご存じの方も多いとは思いますが、日本で「赤毛のアン」として有名な文学作品の原題は、「Anne of Green Gables」です。この作品はカナダ人であるルーシー・モウド・モンゴメリさんによって書かれていますが、作者の母国であるカナダでは、公的機関も、この作品に格別な敬意を払っているようです。

例えば、カナダ政府は、①赤毛のアンの家を中心としてプリンス・エドワード国立公園を形成したり、②「Anne of Green Gables」との文字から構成される商標を公的標章に指定したり、③カナダのイメージを描いた5枚組のコインの一つに赤毛のアンの肖像を配し、かつ「Anne of Green Gables」のイメージを刻印して、カナダ国内でコインを流通させたり、④1975年5月に発行した8セント切手の図柄に赤毛のアンを採用して「Lucy

Maud Montgomery Anne of Green Gables」との文字を配したり、⑤カナダの公的機関を通じ、原作者を1943年に国家の歴史上の人物に指定したりするなど、この作品の保護に関する数々の重要な施策を講じてきました。

一方、このような施策が講じられていることや作品の著名性とは無関係に、この作品の権利者と何ら関係のない一民間企業（カナダの法人）によって、「Anne of Green Gables」についての商標登録出願が日本でなされました。この出来事に関しては裁判所において争われることになり、当該商標は商標登録を受けることができない「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当するという判決がなされました1）。この判決は、作品の著名性だけから導かれたものではなく、カナダで上記施策が講じられていることなども考慮することにより導かれたものです。その意味では、カナダの公的機関の行ってきた努力が想定外のところで意味を持つことになったといつても良いのではないでしょうか。

ところで、「Anne of Green Gables」を直訳すると、「緑の切妻屋根の家のアン」などとなりそうですが、日本で出版に携わった方々（翻訳者の村岡花子さんを含む）は、本のタイトルを「赤毛のアン」とすることにしました。直訳調のタイトルにしなかったことに、関係者の方々の、この作品への思い入れの大きさを感じられます。なお、村岡花子さんによってなされた翻訳ですが、著作権法により規定された「二次的著作物」に該当するといえるでしょう。

「赤毛のアン（Anne of Green Gables）」というタイトルがついた本では11～16歳のアンについて書かれていますが、それ以降の年齢のアンの話は別の本に書かれています。村岡花子さんが訳して出版されたこれらの本のタイトルは「アンの青春（Anne of Avonlea）」、「アンの愛情（Anne of the Island）」、「アンの幸福（Anne of Windy Willows）」、「アンの夢の家（Anne's House of Dreams）」、…などであり、「赤毛のアン（Anne of Green Gables）」の時と同様に、原題とは異なるイメージで日本語のタイトルが付けられていることが多いようです。

1) 平成17年（行ケ）第10349号

（履歴情報）2021/02/18 掲載

2020 東京オリンピック・パラリンピック

体育

法域：意匠法、商標法

Keywords : キャラクター

2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、残念ながら新型コロナウィルス感染症の蔓延のため1年間延期されてしまいましたね。

色々な競技を見るのを楽しみにしていた人も多いと思いますが、最近のオリンピック・パラリンピックで必ず登場するマスコットキャラクターの公式グッズを楽しみにしている人もいるのではないでしょうか。

藍色と白色の市松模様のかっこいいミライトワが東京オリンピックの、ピンクと白色の市松模様がかわいいソメイティが東京パラリンピックの公式マスコットキャラクターになっています。

この2人があしらわれた公式グッズには、定番のぬいぐるみ、ピンバッジ、キーホルダー等があります。なんと約150万円！の記念小判なんかもあります。

それほど公式グッズは人気があるんでしょうね。

さて、この2人のイラストは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、すべての商品やサービスを対象として商標登録しています（商標登録第6076124号、同6076125号）。

2人のイラストは商標登録だけでなく、立体化されたぬいぐるみおもちゃとして意匠登録もされているんですよ。ミライトワが意匠登録第1612594号、ソメイティが意匠登録第1612595号としてそれぞれ登録されています。この意匠登録も東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が行っています。

偽物のミライトワ、ソメイティが出回らないように気をつけているのでしょうか。

ミライトワ・ソメイティの2人以外だと、意匠登録第1629791号でオリンピックのメダルが、意匠登録第1636756号でパラリンピックのメダルがそれぞれ意匠登録されていますし、聖火のトーチが意匠登録第1638429号、メダル用のケースが意匠登録第1641874号として意匠登録されています。

偽物の金銀銅メダルなんかあつたら頑張った選手たちに失礼ですものね。

世界中の人たちがオリンピック・パラリンピックの競技を心から楽しむことができ、公式グッズも安心して手に入れられるように、公式マスコットキャラクターやメダルの偽物がないようにちゃんと意匠登録や商標登録で守っているんですね。

（履歴情報）2021/02/18掲載

うま味の発見と特許の取得

家庭科、理科

法域：特許法

Keywords : うま味、食品

皆さんは「うま味」をご存じですか？

「うま味」とは、酸味・甘味・塩味・苦味と共に5つある基本味の一つで、昆布などに含まれるグルタミン酸や、カツオ節などに含まれるイノシン酸、干し椎茸などに含まれるグアニル酸などのことです。人類は古くから、だしをとて「うま味」成分を料理に利用してきました。

さてこの「うま味」、実は19世紀になるまで発見されていませんでした。それを発見したのが日本十大発明家にも選出されている池田 菊苗博士です。

1908年にだし昆布から「うま味」成分であるグルタミン酸を発見した池田 菊苗博士は、グルタミン酸を調味料として工業的に抽出する製造方法を編み出し、特許を取得しました。

そのグルタミン酸を使った世界初のうま味調味料が、皆さんご存じの「味の素（登録商標）」です。「味の素」を使えば、うま味成分を簡単に料理に加えることができ、簡単に美味しい料理が楽しめるというわけです。皆さんご家庭にもあるか確認してみてくださいね。

（履歴情報）2022/02/28掲載

石けん、ドクターストーン？

理科（化学）

法域：特許法

Keywords：発明、石けん、界面活性剤

石けんは、子供達に大人気の漫画・テレビアニメの「D r . S T O N E（登録商標）（ドクターストーン）」で、科学文明が失われた、まるで石器時代のような環境で、主人公が初めて作った化学物質として登場します。

この漫画は、科学文明が失われた環境から、科学文明を再び築いていくお話なのですが、その中で、石けんは、医者代わりの命の石であるドクターストーンとして、大活躍します。また、実際の社会でも、コロナ禍によって、石けんでの手洗いの大切さが見直されました。

実際に、石けんの歴史は古く、紀元前3000年頃、古代ローマ時代の初め頃にさかのぼります。古代ローマのサポー神殿での神事で、羊を焼いているときに、落ちた油が木の灰と混ざり、石けんのような物質ができたと言われています。このサポー（S a p o）神殿は、英語での石けん（s o a p）の語源とされています。このように、石けんは、現代文明の当初に発明され、活躍していた化学物質です。

そして、石けんは、現代まで継続的に研究や開発がされています。例えば、石けんは、界面活性剤の一種ですが、現在でも、石けんや界面活性剤を利用した発明が、年間で数千件は特許出願されています。このように、皆様の身近にある石けんは、現代文明の当初に発明され、現代に至るまで改良されながら、現代文明を支えてきた化学物質なのです。

（履歴情報）2022/02/28 掲載